

[事案 2024-226] 告知義務違反解除取消等請求

・令和7年8月7日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮体がんにより、令和5年12月に2日間、令和6年1月に7日間入院したため、令和5年11月に募集代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したが、告知義務違反を理由に契約が解除され給付金は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、告知義務違反による解除を取り消して、給付金およびこれに対する遅延損害金を支払ってほしい（請求①）。また、保険会社の対応により、経済的損失、精神的苦痛を受けたため、慰謝料を支払ってほしい（請求②）。

(1) 請求①について、保険会社は、子宮体がんの診断を隠していたと主張するが、本契約の告知日より前に診断された事実はない。受診日数は、告知義務違反となる回数に達しておらず、医師から検査を勧められたのは、告知日より後の1回だけである。また、保険会社に対し、令和6年1月に経緯説明を行っているが、解除原因を知ってから1か月を経過した後には本契約を解除しており、保険会社の解除権の行使は無効である。

(2) 請求②について、保険会社の対応は不誠実であり、コミュニケーションには不備があり、その説明には不一致があった。契約解除の審査は1日でされ、その理由については説明がなく、不当である。また、保険会社の疑念により担当医師との信頼関係が損なわれ、その他の不誠実な対応により、経済的損害、精神的苦痛を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求①について、申立人は、告知日までの過去5年以内に、「子宮内膜異型増殖症（子宮体がんの疑い）」について、医師の診察・検査・治療・投薬を7日以上にわたって受け、また、告知日までの過去2年以内に、医師から診察・検査を受けるようすすめられていた。これらの事実は、告知書において告知すべきところ、申立人は何ら告知しておらず、給付金請求の原因である「子宮体がん」による入院・手術・治療と因果関係がある。

(2) 当社が、申立人の告知義務違反の解除原因の存在を確認できる客観的事実とその根拠を知ったのは令和6年5月上旬であり、当社による解除の通知は同月下旬に申立人に到達しているから、約款にもとづく1か月の除斥期間は経過しておらず、解除は有効である。

(3) 請求②について、当社社員は損害賠償義務を生じさせるような加害行為は行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

